

# 『無線式危害防止装置 基準』等の制定と運用について

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

この度「無線式危害防止装置 基準」及び「無線式危害防止装置 基準の性能評価方法」を、下記により制定いたしました。

## 記

### 1. 制定の主旨・目的

現在主流となっている防火／防煙シャッター用の有線式危害防止装置と異なる構造として、電波を使用した無線式危害防止装置が提案されております。

この無線式危害防止装置は、シャッターが閉鎖しているときに周囲の人と接触した場合に、シャッター下端の座板に設置された送信器より信号を送信することでシャッターを停止させる特殊な構造のため、国土交通省等と調整のうえ、平成25年12月6日に、「無線式危害防止装置 基準」及び「無線式危害防止装置 基準の性能評価方法」を制定いたしました。

「無線式危害防止装置 基準」は、信号の送信に用いる電波の信頼性及び送信器に用いるバッテリーの寿命について基準を定めることで、無線式危害防止装置付き防火設備の安全性を確保することを目的としております。

### 2. 運用

無線式危害防止装置付き防火設備<sup>※</sup>について、建築基準法施行令第112条第14項の認定の申請をしようとするときは、事前に、申請しようとする防火設備に用いる無線式危害防止装置が「無線式危害防止装置 基準」を満足していることを、「無線式危害防止装置 基準の性能評価方法」に基づいて確認したうえで、指定性能評価機関に性能評価の申請を行ってください。

※ 無線式危害防止装置付き防火設備であっても、昭和48年建設省告示第2563号又は昭和48年建設省告示第2564号に適合するものについては、建築基準法施行令第112条第14項の認定を受ける必要はありません。

### 3. その他

本基準の取扱いについては、国土交通省住宅局建築指導課より平成25年12月20日に開催された日本建築行政会議防災部会防火避難分科会等に報告されております。

以 上

なお、お問い合わせにつきましては下記までお願いいたします。

(一社) 日本シャッター・ドア協会 事務局

TEL:03-3288-1281